

参考 1 - 1 インドネシア

インドネシア共和国法
2000 年法律第 32 号

集積回路のレイアウト・デザインに関して
全能の神の導きの下に
インドネシア共和国大統領は、

a. 国内及び国際取引の領域で競争力を持つ産業を育成するために、知的所有権法制の一環として、集積回路のレイアウト・デザインの分野において、社会の創造と革新を促進するような条件を創設することが必要であること、

b. インドネシアは、1994 年法律第 7 号により「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)を含む世界貿易機構 (WTO) 設立協定を批准しており、そのため集積回路のレイアウト・デザインに関する法規を定める必要があること、

c. 上記 a と b に掲げる事由に基づき、「集積回路のレイアウト・デザインに関する法律」を起草する必要があること、

を考慮し、

1. 1945 年制定インドネシア共和国憲法の第 5 条第 1 項、第 20 条、第 33 条

2. 世界貿易機構設立協定批准に関する 1994 年法律第 7 号(インドネシア共和国官報 1994 年第 57 号及びインドネシア共和国官報追補第 3564 号)

に留意して、インドネシア共和国国民審議会の承認を得、

集積回路のレイアウト・デザインに関する法律

の制定を決断した。

第 1 章 一般規定

第 1 条

本法の中での用語は、次のように定義される：

(1) 「集積回路」とは、能動素子を少なくとも 1 つ含む多種の素子から構成され、かつ電子的機能をもたらすため半導体素材上でその一部または全体が相互に関連付けられ、集積的に形成されている、成形済みまたは半成形済みの製品をいう。

(2) 「レイアウト・デザイン」とは、能動素子を少なくとも 1 つ含む多種の素子の三次元レイアウトに表されるデザインという形を取る創作物であって、それらの素子間の一部または全体の集積回路上での配線を含んでおり、かつその三次元レイアウトが集積回路の生産準備用であるものをいう。

(3) 「設計者」とは、集積回路のレイアウト・デザインを作り出す 1 人又は複数の人をいう。

(4) 「申請」とは審議会（Directorate General）に対して集積回路のレイアウト・デザインの登録要請を出すことをいう。

(5) 「申請人」とは申請を出す当事者をいう。

(6) 「集積回路のレイアウト・デザインに係る権利」とは、インドネシア共和国国家が当該の創作物の設計者に対して一定期間付与する、当該知的作品を設計者自ら独占的に利用する排他的権利、または他者に当該権利を行使することの同意を与える排他的な権利をいう。

(7) 「権利保持者」とは、集積回路のレイアウト・デザインの権利を保持する者を意味し、すなわち、設計者又は設計者から権利を授受した者であって集積回路のレイアウト・デザインの登録総目録に登録されている者をいう。

(8) 「大臣」とは、集積回路のレイアウト・デザインを含む知的財産権分野をその職務及び責務の範囲に含む省庁を管理する大臣をいう。

(9) 「審議会」とは、大臣が管理する省庁により任命された知的財産権審議会をいう。

(10) 「代理人」とは、本法の規定による知的財産権のコンサルタントをいう。

(11) 「申請日」とは、手続き上の要件を満たしている申請の受領日をいう。

(12) 「知的財産権コンサルタント」とは、知的財産権の分野における技能を有し、特に特許、商標、集積回路のレイアウト・デザイン、その他の分野の知的財産権について、申請の提出や手続きの領域で業務を行なう者であって、審議会の下に知的財産権コンサルタントとして登録されている者をいう。

(13) 「ライセンス」とは、一定の期間及び一定の要件の下で保護を与えられている集積回路のレイアウト・デザインから経済的利益を享受する権利の（移転ではない）付与に基づき、合意を通じて集積回路のレイアウト・デザインの権利所持者によって他者に付与される許諾のことである。

(14) 「日」とは就業日のことである。

第2章 集積回路のレイアウト・デザインの範囲

第1部 保護を与えられる集積回路のレイアウト・デザイン

第2条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインに関する権利は、オリジナルな集積回路レイアウト・デザインに対し与えられる。

(2) 集積回路のレイアウト・デザインは、設計者が他者に依存せずに作成したもので、かつその作成時点で設計者の間で一般的なものではない場合に、オリジナルであると認められる。

第2部 保護を与えられない集積回路のレイアウト・デザイン

第3条

集積回路のレイアウト・デザインに関する権利は、当該のレイアウト・デザインが現行法、公序、宗教、又は道徳に反する場合、与えられない。

第3部 集積回路のレイアウト・デザインの保護期間

第 4 条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインに関する権利の保護は、権利保持者に対し、当該のデザインが場所を問わず初めて商業上利用された時点から、又は申請日から与えられる。

(2) 集積回路のレイアウト・デザインが既に商業上利用されている場合には、初めて商業上利用された日から起算して 2 年以内に申請を提出しなければならない。

(3) 第 1 項に掲げる保護は、10 年間で与えられる。

(4) 第 1 項に掲げる保護期間の開始日は、集積回路のレイアウト・デザインの登録総目録に記録され、集積回路レイアウト・デザイン官報で公表される。

第 4 部 集積回路のレイアウト・デザインの主体

第 5 条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインに関する権利を取得する地位を有するのは、設計者、または当該地位を設計者から得た者である。

(2) 設計者が集合的な複数人から成る場合、別段の合意がない限り、集積回路のレイアウト・デザインに関する権利は当該の複数人が共同で得る。

第 6 条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインが他者との雇用上の関係において、その事業範囲内で発明された場合で、当該集積回路レイアウト・デザインの利用が当該雇用関係を大きく越えて広がるものである場合においては、両者が設計者の権利を侵すことなく別段の合意がある場合を除いて、当該集積回路レイアウト・デザインの権利保持者は、当該他者のために及び / 又は当該他者の事業範囲内で当該デザインが発明されたところの当該他者である。

(2) 第 1 項の規定は、雇用関係における命令に基づいて他者により作られた集積回路のレイアウト・デザインに対しても効力を持つ。

(3) 集積回路のレイアウト・デザインが雇用関係や命令によって発明されたも

のである場合、両者間で別段の合意がある場合を除き、当該集積回路レイアウト・デザインを発明した者が設計者であり、集積回路レイアウト・デザインの権利保持者である。

第 7 条

第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定は、集積回路のレイアウト・デザインの登録証や集積回路のレイアウト・デザインの登録総目録、さらに集積回路レイアウト・デザイン官報において設計者が名前を記載される権利を排除するものではない。

第 5 部 権利の範囲

第 8 条

(1) 権利保持者は、所有する集積回路のレイアウト・デザインに関する権利を行使し、かつ、権利が付与されているデザインの全体あるいは一部を含む製品を同意なく他者が製造、利用、販売、輸出入 及び / 又は頒布することを禁ずる、排他的な権利を有する。

(2) 集積回路レイアウト・デザインの権利保持者の合理的な利益を損なわない限りにおいて、研究及び教育目的での集積回路レイアウト・デザインの利用は、第 1 項の規定から除かれるものとする。

第 3 章 集積回路のレイアウト・デザインの登録申請

第 1 部 総則

第 9 条

集積回路のレイアウト・デザインに関する権利は、申請に基づいて与えられる。

第 10 条

(1) 申請は、本法で定める手数料を添えて、審議会宛にインドネシア語で提出するものとする。

(2) 第 1 項の申請には、申請人またはその代理人が署名するものとする。

(3) 申請は以下の事項を含まなければならない：

a. 申請年月日

- b. 設計者の氏名と完全な住所、及び国籍
- c. 申請人の氏名と完全な住所、及び国籍
- d. 代理人を通して申請が提出されている場合には、代理人の氏名と完全な住所
- e. 申請の提出に先立ち商業上利用されている場合には、商業上の利用が始まった日の日付

(4) 第3項に掲げる申請には、下記を添えるものとする。

- a. 登録を申請する集積回路のレイアウト・デザインの図面若しくは写真の写し、及び明細
- b. 代理人を通して申請が提出された場合、排他的委任状
- c. 登録を申請する集積回路のレイアウト・デザインが彼の所有物である旨の宣言
- d. 第3項e号に規定する日付を説明する申告書

(5) 申請が複数の申請人により共同で提出された場合、当該の申請への署名は代表者1名が行い、他の申請人の同意書を添付するものとする。

(6) 申請が設計者以外の者から提出される場合、申請に、当該集積回路レイアウト・デザインに対して申請人が権限を有している旨の適切な証拠に基づく宣言を添付しなければならない。

(7) 申請のシステムに関する規定は、この他に、政府規則により定められるものとする。

第11条

各申請は、それぞれ一つの集積回路レイアウト・デザインのみについてなされるものとする。

第12条

(1) 申請人の住所がインドネシア共和国の領土外である場合には、申請は代理人を通じて提出しなければならない。

(2) 第1項の申請人は、インドネシア内に法律上の住所を宣言し、選択しなければならない。

第13条

知的財産権コンサルタントを任命する要件に関する規定は、政府規則により定められ、任命手続きは大統領令により定められるものとする。

第 2 部 申請の期間

第 14 条

申請日は、申請人が下記の条件を満たすことを前提として、申請書の受領日とする。

- a. 申請が様式を満たして記入されていること
- b. 登録を申請する集積回路のレイアウト・デザインの図面若しくは写真の写し、及び明細が添付されていること
- c. 第 10 条第 1 項に掲げる申請手数料を支払済みであること

第 15 条

(1) 第 10 条及び第 13 条に掲げる要件の充足及び完全性に関して不備がある場合には、審議会は、申請人またはその代理人に、不備是正通知状の受け取り日から起算する 3 カ月の期間内に当該不備を是正するよう通知するものとする。

(2) 第 1 項に掲げる期間は、申請人からの申出があれば、最長 1 カ月延長することが可能である。

第 16 条

(1) 第 15 条に掲げる期間内に不備が是正されなかった場合、審議会は申請人またはその代理人に書面で申請は撤回されたものとみなす旨を通知するものとする。

(2) 第 1 項により申請が撤回されたものとみなされる場合でも、払い込まれた手数料は返還されない。

第 3 部 申請の撤回

第 17 条

申請の撤回要請は、当該の申請についての決定が下されていない限りにおいて、申請人または代理人により審議会宛に書面で提出されるものとする。

第 4 部 機密の保持義務

第 18 条

審議会の委員として、又は審議会のために及び／若しくは審議会を代表して職務を遂行する者は全員、職務遂行中から、定年若しくは何らかの理由による審議会からの辞任以降 12 カ月間は、申請の提出や、相続により所有権を得た場合を除き集積回路レイアウト・デザインに係る権利の取得、保持、所有を禁じられるものとする。

第 19 条

審議会の委員として、又は審議会のために及び／若しくは審議会を代表して職務を遂行する者は全員、当該の申請の公開までの間、申請の機密を保持する義務を負うものとする。

第 5 部 権利の付与と公表

第 20 条

- (1) 審議会は第 3 条、第 10 条、第 11 条に掲げる手続き上の要件を申請が満たしているかについて審査するものとする。
- (2) 第 3 条、第 10 条、第 11 条に掲げる要件を満たしている申請について、審議会は権利を与え、集積回路レイアウト・デザインの登録総目録に記録し、集積回路レイアウト・デザイン官報または他の手段によって当該デザインを公表する。

第 21 条

審議会は、第 20 条第 2 項に掲げる要件が満たされた時点から遅くとも 2 カ月の間に、集積回路レイアウト・デザイン登録証を発行するものとする。

第 22 条

- (1) 集積回路レイアウト・デザイン登録証の写しを必要とする者は、本法が規定する手数料を添えて、審議会に請求する。
- (2) 第 1 項に掲げる登録証の写しの提供の要件とシステムについては、これと別に大統領令により定めるものとする。

第 4 章 権利の移転とライセンス

第 1 部 権利の移転

第 23 条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインに関する権利は、次のことにより移転可能である：

- a. 相続
- b. 寄贈
- c. 遺言
- d. 書面による合意
- e. 法律が認めるその他の理由

(2) 第 1 項に掲げる集積回路レイアウト・デザインに関する権利の移転は、権利移転に関する文書によってなされる。

(3) 集積回路レイアウト・デザインに関する権利の移転は、第 1 項に掲げる何れの事由によるものかを問わず、本法が定める手数料を支払うことにより、審議会の下で集積回路レイアウト・デザインの登録総目録に登録される。

(4) 集積回路レイアウト・デザインに関する権利の移転が、登録総目録に登録されていない場合には、その移転はいかなる第三者にも法的効力をもたらしなないものとする。

(5) 第 3 項に掲げる集積回路レイアウト・デザインに関する権利の移転は、集積回路レイアウト・デザイン官報で公表される。

第 24 条

集積回路のレイアウト・デザインに関する権利の移転は、集積回路レイアウト・デザイン登録証、集積回路レイアウト・デザイン官報、集積回路レイアウト・デザインの登録総目録の何れについても、設計者がその名前と身分を記載される権利を排除するものではない。

第 2 部 ライセンス

第 25 条

権利保持者は、別段の合意がないかぎり、第 8 条に掲げる行為をするために、ライセンス契約に基づき、他者にライセンスを付与する権限を有する。

第 26 条

権利保持者は、別段の合意がない限り、第 25 条の規定に反することなく、第 8 条に掲げる行為を自分で行なう権限及びその行為のために第三者にライセンスを付与する権限を有する。

第 27 条

(1) ライセンス契約は、本法が定めるところによる手数料を支払うことにより、集積回路レイアウト・デザインの登録総目録に登録される。

(2) 集積回路レイアウト・デザインの登録総目録に登録されていないライセンス契約は、いかなる第三者にも法的効力をもたらない。

(3) 第 1 項に掲げるライセンス契約は、集積回路レイアウト・デザイン官報で公表される。

第 28 条

(1) インドネシア経済に損害を与えるような条項や、現行法・規則が不公正な競争と定めているものに帰結するような条項を含むライセンス契約は、制限を受ける。

(2) 審議会は、第 1 項に掲げる条項を含むライセンス契約の記録を拒否する義務を持つ。

(3) ライセンス契約の記録に関しては大統領令により規定されるものとする。

第 5 章 集積回路レイアウト・デザイン登録の取消し

第 1 部 権利保持者からの要請による登録取消し

第 29 条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインの登録は、権利保持者からの書面による要請に基づき、審議会により取消されることができる。

(2) 第 1 項に掲げる集積回路レイアウト・デザインに関する権利の取消しは、登録総目録に登録されている当該集積回路レイアウト・デザインに関する権利のライセンシーの同意書の提出を伴うことを必要とし、当該同意書の提出がな

い場合には取消しはなされない。

(3) 集積回路レイアウト・デザインに関する権利の取消しの決定は、審議会からの書面により以下の者に通知されるものとする。

a. 権利保持者

b. 集積回路のレイアウト・デザインの登録総目録の記録により、ライセンスを受けているライセンシー

c. 認められている集積回路レイアウト・デザインに関する権利が、取消しに関する決定の日を以降は効力を失うべきであると宣言することにより、取消し請求を提出している者。

(4) 第 1 項に掲げる登録取消し決定は、集積回路レイアウト・デザインの登録総目録に登録され、集積回路レイアウト・デザイン官報において公表されるものとする。

第 2 部 救済請求による登録取消し

第 30 条

(1) 集積回路レイアウト・デザインの登録の取消し請求は、商事裁判所を通じ、第 2 条または第 3 条に掲げる事由に基づいて利害関係人から提出されることができる。

(2) 第 1 項に掲げる、集積回路のレイアウト・デザインに関する登録取消しに関する商事裁判所の判決は、当該判決の日から遅くとも 14 日以内に審議会に提出されるものとする。

第 3 部 請求の手順

第 31 条

(1) 集積回路レイアウト・デザインの登録取消し請求は、被告の法律上の居所または住所がある地域の商事裁判所所長に対して提出されるものとする。

(2) 被告人がインドネシア共和国の領土外に居住している場合、この請求はジャカルタ・プサット商事裁判所に提出されるものとする。

(3) 書記は、取消し請求を、当該の請求が提出された日付で登録し、原告に、

同じ日付の、書記自ら署名した受取証を発行する。

(4) 書記は、請求が登録された時点から最長 2 日以内に、商事裁判所所長に対して取消し請求を送付する。

(5) 取消し請求が登録された時点から最長 3 日以内に、商事裁判所は請求を審査し、審尋の日付を決める。

(6) 取消し請求の審尋は、当該請求が登録されてから遅くとも 60 日以内に開かれる。

(7) 当事者への出廷命令は、執行官により、取消し請求が登録されてから遅くとも 7 日以内に発せられる。

(8) 取消し請求に関する決定は、請求が登録されてから 90 日以内になされるものとし、この期間は最高裁判所長官の同意を得て最高 30 日延長可能とする。

(9) 第 8 項に掲げる取消し請求に関する決定は、当該決定の基礎として全ての法的な考慮を勘案した上で、公開の法廷で下されるものとし、当該決定に関して他の法的救済が追求される場合でも、仮差止の処置がとられる。

(10) 執行官は、第 9 項に掲げる商事裁判所の決定の写しを他の当事者に、取消し請求に関する決定がなされてから遅くとも 14 日以内に届けなければならない。

第 32 条

第 30 条第 2 項に掲げる商事裁判の決定について、上訴は最高裁判所に対してのみ可能である。

第 33 条

(1) 第 32 条に掲げる最高裁判所への上訴は、上訴の対象となる決定の日から遅くとも 14 日以内、又は当該請求の決定が書記への登録により当事者に通知された日から遅くとも 14 日以内に提出される。

(2) 書記は上訴が申立てられた日にその上訴申立てを登録し、原告は登録受取日と同じ日付の入った受取証を書記から受け取る。

(3) 原告は、第 1 項による登録された上訴の申立ての日から 14 日以内に、書記に上訴の趣意書を提出する。

(4) 書記は第 3 項に掲げる上訴申立てと上訴趣意書を、上訴申立ての登録から遅くとも 2 日以内に上訴における被告に届ける。

(5) 上訴における被告は、書記に対して、上訴趣意書に対する答弁書を、第 4 項に掲げる上訴趣意書を被告が受け取った日から 7 日以内に提出することができ、書記は上訴趣意書に対する答弁書の受領日から遅くとも 2 日以内に上訴の被告に上訴趣意書を届ける。

(6) 書記は、第 5 項に掲げる期間経過後遅くとも 7 日以内に、上訴申立てや上訴趣意書、上訴に対する答弁書が提出されていればそれも含めて、当該事案のファイルと共に、最高裁判所に提出しなければならない。

(7) 最高裁判所は上訴申立てを審査し、最高裁判所が上訴申立てを受け取った日から遅くとも 2 日以内に審尋の日取りを決めなければならない。

(8) 上訴の審尋は、最高裁判所が上訴を受け取った日から遅くとも 60 日以内に開かれる。

(9) 上訴に関する決定は、最高裁判所が上訴を受け取った日から遅くとも 90 日以内になされる。

(10) 第 9 項に掲げる上訴に関する決定は、当該決定の基礎として全ての法的な考慮を勘案して、公開法廷でなされる。

(11) 最高裁判所の書記は、上訴に関する決定がなされた日から 3 日以内に書記に対して上訴に関する決定の写しを届けなければならない。

(12) 執行官は第 11 項に掲げる上訴に関する決定の写しを上訴の原告及び被告に、上訴に関する決定の受領日から 2 日以内に届けなければならない。

第 34 条

第 30 条に掲げる法的拘束力を持つ取消し請求の決定について、審議会は、集積

回路レイアウト・デザインの登録総目録に登録し、集積回路レイアウト・デザイン官報において公表するものとする。

第4部 登録取消しの結果

第35条

集積回路レイアウト・デザインの登録が取消された場合、集積回路レイアウト・デザインに関する権利及び集積回路のレイアウト・デザインから派生した他の権利に係る法律上の効果は全て消滅する。

第36条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインの登録が、第30条に掲げる請求に基づき取消された場合、ライセンシーは、ライセンス契約で合意に至っている期間までライセンスを実行できる。

(2) 第1項に掲げるライセンシーは、権利が取消された者に対して支払われるべきライセンス料を払いつづける義務を負わないが、代わりに正当な権利保持者に対し、ライセンス期間の残りの期間ライセンス料を支払う義務を持つ。

第6章 手数料

第37条

(1) 集積回路のレイアウト・デザインの申請提出や登録総目録、登録証、権利の移転の記録、ライセンス契約の記録の各写しの要求、その他本法で定められた要求を1件提出する毎に、政府規則で決められた手数料が支払われなければならない。

(2) 第1項に掲げる手数料支払いの要件、期間、手続きに関しては、これとは別に、大統領令で規定されるものとする。

(3) 審議会は、第1項及び第2項に掲げる手数料を、大臣および財政担当大臣の同意のもとで、現行法及び規則に基づき独自に管理する権限を持つ。

第7章 紛争解決

第38条

(1) 集積回路レイアウト・デザインに関する権利所持者は、第 8 条に掲げる行為をその権限を持たないまま意図的に行なう者に対して、次の請求の両方、あるいは何れかをなすことができる。

- a. 損害賠償請求
- b. 第 8 条に掲げる行為全ての中止

(2) 第 1 項に掲げる請求は商事裁判所に提出される。

第 39 条

第 38 条に掲げる以外の請求の解決方法として、当事者は仲裁や他の裁判外紛争解決手段で紛争を解決することができる。

第 40 条

第 31 条及び第 33 条に掲げる請求の手続きは、必要な変更を加えて第 38 条に掲げる請求にも適用されるものとする。

第 8 章 捜査

第 41 条

(1) インドネシア共和国の警察捜査官及び知的財産権分野を職務及び責務の範囲に含む政府省庁の文民捜査官は、集積回路レイアウト・デザイン分野の犯罪捜査に関して、1981 年法律第 8 号、刑事訴訟に関する法律に定める捜査官として独占的な権限を持つものとする。

(2) 第 1 項の捜査官は以下の権限を有する：

- a. 集積回路のレイアウト・デザインの分野での犯罪に関する告訴の真相や犯罪の情報に関する調査
- b. 集積回路のレイアウト・デザインの分野で犯罪を犯している者の調査
- c. 集積回路のレイアウト・デザインの分野で犯罪に関係している者からの情報及び証拠の聴取
- d. 集積回路のレイアウト・デザインの分野での犯罪に関する帳簿、記録、その他の文書に関する検証
- e. 証拠たる帳簿、記録、その他の文書の所在場所と推測される場所の検査
- f. 集積回路のレイアウト・デザインの分野における刑事裁判で証拠となる可能性がある、侵害の結果たる資料及び / 又は物品の押収
- g. 集積回路のレイアウト・デザイン分野での犯罪捜査の任務を遂行する上での、専門家からの助力の要請。

(3) 第 1 項に掲げる文民捜査官は、捜査の開始及び結果の報告をインドネシア共和国の警察捜査官に知らせる。

(4) 捜査終了時点で、第 1 に掲げる文民調査官は、捜査の結果を警察捜査官を通じて地方検事に、1981 年法律第 8 号、刑事訴訟に関する法律、第 107 条の規定により通知する。

第 9 章 刑事規定

第 42 条

(1) 第 8 条に掲げる違反行為を、権利を行使する権限なく意図的に犯した者は、最高 3 年間の禁固または最高 3 億ルピーの罰金、またはその両方を科せられるものとする。

(2) 第 7 条、第 19 条、第 24 条に掲げる違反行為を意図的に侵した者は、最高 1 年間の禁固または最高 4 千 500 万ルピーの罰金、またはその両方を科せられるものとする。

(3) 第 1 項及び第 2 項に掲げる犯罪行為に対しては、抗告の権利が保障される。

第 10 章 経過規定

第 43 条

本法は成立の日から適用される。

この法律を万人に知らしめるため、インドネシア共和国の官報で公表するよう命ずる。

2000 年 12 月 20 日、ジャカルタで公認
インドネシア共和国大統領
アブドゥルラフマン・ワヒッド

2000 年 12 月 20 日、ジャカルタで制定
インドネシア共和国国務長官
ジョハン・エフェンディ

インドネシア共和国官報____年____号